

第2章 基本施策・施策

1 基本施策

- 前章で掲げた「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて、次の6つの「基本施策」を推進します。

(1) 未来の礎となる力の育成

め ざ す 姿

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「一人ひとりの自己肯定感¹⁹を涵養する教育の推進」、「確かな学力の育成」、「幼児教育の推進」、「人権教育の推進」、「道徳教育の推進」、「読書活動・文化芸術活動の推進」、「健康教育・食育の推進」、「体力の向上と運動部活動改革の推進」の各施策に取り組みます。

- 「一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進」にあたっては、子どもたちがありのままの自分が認められている実感を持てるようにするとともに、一人ひとりのウェルビーイングの向上を図るため、家庭教育支援や幼児教育の充実、互いに支え合う学校づくりの推進、子どもの状況に応じた学びを支える指導の充実を図ります。
- 「確かな学力の育成」にあたっては、子どもたちが知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、生涯にわたって能動的に学び続ける態度を身につけられるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。

19 一般的には、「自己肯定感」は、「自尊感情」、「自己有用感」などと表現されることもあります。本ビジョンでは、ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情を「自己肯定感」という用語で広くとらえています。

- 「幼児教育の推進」にあたっては、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園等における教育・保育活動の充実を図るとともに、幼稚園等と小学校等との交流など、小学校教育への円滑な接続に向けた取組を推進します。
- 「人権教育の推進」にあたっては、子どもたちが人権に関する理解を深め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、「三重県人権教育基本方針」に基づき、家庭・地域と連携しながら、教育活動全体を通じて総合的・系統的に人権教育を進めます。
- 「道徳教育の推進」にあたっては、子どもたちが生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識を高め、個性を伸長し、他者と共によりよく生きようとする意欲と態度を身につけられるよう、子どもたちの発達段階に応じ、「考え、議論する道徳」等を通じた道徳教育を推進します。
- 「読書活動・文化芸術活動の推進」にあたっては、子どもたちが歴史や文学、科学、芸術等への関心を高め、感性や情操を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけられるよう、社会全体で読書活動を推進するとともに、文化芸術に触れる機会の充実や文化部活動の環境整備を進めます。
- 「健康教育・食育の推進」にあたっては、子どもたちが生涯にわたって健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら必要な情報を収集して判断し実践する能力を身につけられるよう、学校教育活動全体をとおして、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、健康教育・食育を推進します。
- 「体力の向上と運動部活動改革の推進」にあたっては、子どもたちの体力が向上するよう、運動機会の拡充や体育授業の充実を図ります。また、子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、中学校における休日の運動部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めます。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

め ざ す 姿

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をとおして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「キャリア教育²⁰の推進」、「グローバル²¹教育の推進」、「新たな価値を創り出す力の育成」、「主体的に社会を形成する力の育成」の各施策に取り組みます。

- 「キャリア教育の推進」にあたっては、子どもたちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけられるよう、学校教育活動全体をとおして、組織的・計画的なキャリア教育を推進するとともに、地域と連携した体験活動や校種を越えた学び、職業教育の充実を図ります。
- 「グローバル教育の推進」にあたっては、子どもたちがグローバルな視野と志を持ちながら、自ら定めた目標に向けて挑戦する意欲を高め、地域や世界で活躍できる力を身につけられるよう、海外との交流や各種コンテストへの参加の促進、多様な価値観・文化等に触れる機会の創出、英語教育・郷土教育の推進を図ります。
- 「新たな価値を創り出す力の育成」にあたっては、社会課題の解決や持続的な社会の発展に向け、子どもたちが主体的に学びに向かう姿勢や新たな価値を創り出す力を身につけられるよう、探究活動・STEAM教育²²、先端技術や社会の変化等に対応した取組、専門的な知見を有する者等と連携した取組を進めます。
- 「主体的に社会を形成する力の育成」にあたっては、子どもたちが主体的に社会の形成に参画する態度を身につけられるよう、主権者教育や消費者教育を推進するとともに、地球規模の課題の解決に向けて考え行動する持続可能な社会の創り手を育む教育を進めます。

20 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることをとおして、社会の中で役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

21 グローバル (global) とローカル (local) からの造語。国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、さまざまな問題をとらえていこうとする考え方。

22 科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、リベラルアーツ・教養 (Arts)、数学 (Mathematics)等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

(3) 特別支援教育の推進

め ざ す 姿

インクルーシブ教育システム²³の理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重し合いながら生きていく態度を身につけています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進」、「特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進」の各施策に取り組みます。

- 「一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進」にあたっては、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、持てる力や可能性を伸ばし、自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、一人ひとりのニーズに応じた学びの場において、早期からの一貫した指導・支援を進めます。
- 「特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進」にあたっては、特別支援学校の子どもたちが、自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進します。また、地域の学校等との交流および共同学習を進めるとともに、施設の狭隘化^{あひ}²⁴・老朽化対策など環境整備を行います。

23 障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

24 面積などが狭くゆとりがないこと。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

め ざ す 姿

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「いじめや暴力をなくす取組の推進」、「いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実」、「いじめに対する迅速・確実な対応の推進」、「いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実」の各施策に取り組みます。

- 「いじめや暴力をなくす取組の推進」にあたっては、子どもたちが主体的にいじめ防止に向けて行動できるよう、子どもたち自らがいじめについて考え話し合う取組や、道徳教育や人権教育などを通じたいじめをなくすための取組を進めます。また、いじめや暴力に向かわせないための未然防止の取組を社会総がかりで進めます。
- 「いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実」にあたっては、子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう、積極的ないじめの認知やインターネット上のいじめ問題への対応を進めるとともに、学校内外において、専門人材を活用しつつ、いじめを訴えやすい環境づくりに取り組みます。
- 「いじめに対する迅速・確実な対応の推進」にあたっては、いじめの当事者や周りの者を含む全員が好ましい集団生活を取り戻し、いじめが早期に解消するよう、迅速な情報共有や組織的な対応を進めるとともに、いじめられた子どもへの支援やいじめた子どもへの指導、いじめが起きた集団への働きかけを行います。
- 「いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実」にあたっては、教職員が、いじめの積極的な認知や子どもたち一人ひとりの状況に応じた対応・支援を実践できるよう、学校の組織的な対応の強化、教職員を対象とする研修の充実、専門人材を活用した支援体制の充実に取り組みます。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

め ざ す 姿

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「不登校の状況にある児童生徒への支援」、「外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成」、「防災教育・防災対策の推進」、「子どもたちの安全・安心の確保」、「学びのセーフティネットの構築・学びの継続」の各施策に取り組みます。

- 「不登校の状況にある児童生徒への支援」にあたっては、不登校の状況にある児童生徒が社会性や自立心を身につけられるよう、安心して学べる「魅力ある学校づくり」の推進、多様な教育機会の確保、福祉機関・施設等と連携した取組や専門人材の活用など効果的な支援の充実を図ります。
- 「外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成」にあたっては、外国につながる児童生徒が、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を身につけられるよう、日本語指導・支援の充実、多文化共生の取組の推進、不就学の可能性がある外国人の子どもへの就学に向けた取組の推進を図ります。
- 「防災教育・防災対策の推進」にあたっては、子どもたちが、自分の命は自分で守るとともに、災害時に地域の一員として行動できる力を身につけられるよう、家庭・地域と連携した実践的な防災教育を推進します。また、災害時における学校教育の早期復旧を図るための体制整備や学校施設の防災・耐震対策を進めます。
- 「子どもたちの安全・安心の確保」にあたっては、子どもたちが、主体的に判断し行動できる力を身につけられるよう、学校安全計画に基づく組織的取組の推進、家庭・地域・関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、交通安全など安全に関する教育を進めるとともに、非常時において学びを継続できるよう取り組みます。
- 「学びのセーフティネットの構築・学びの継続」にあたっては、家庭環境等に関わらず、子どもたちが意欲的に学べるようにするとともに、一人ひとりの状況に応じて学べる機会や環境を整えるため、多様な教育的ニーズや高等学校中途退学等への対応を進めるとともに、教育費負担を軽減する取組を推進します。

(6) 学びを支える教育環境の整備

め ざ す 姿

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進」、「学校における働き方改革の推進」、「ICTを活用した教育の推進」、「地域とともにある学校づくり」、「学校の特色化・魅力化」、「学校施設の整備」、「家庭での学びの応援」、「社会教育の推進と地域の教育力の向上」、「文化財の保存・活用・継承」の各施策に取り組みます。

- 「教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進」にあたっては、教職員がコンプライアンス意識を高く持ち、子どもたちの主体的な学びを支援する力や多様な教育課題に対応できる専門的指導力を身につけられるよう、効果的な研修を実施します。また、教職の魅力発信と教職員の人材確保に向けた取組を進めます。
- 「学校における働き方改革の推進」にあたっては、教職員が効果的な教育活動を持続的に行えるよう、時間外在校等時間削減に向けた取組、学校・教職員が担う業務の適正化、専門人材・地域人材の活用、職場環境の改善を進めるための取組、教職員の健康管理・メンタルヘルス対策を推進します。
- 「ICTを活用した教育の推進」にあたっては、子どもたちが急速に進展するデジタル社会で活躍するための情報活用能力を身につけられるよう、学校におけるICTを活用した教育、情報モラル²⁵教育など情報活用能力を育成する取組、教職員のICT活用指導力の向上を図る取組を進めます。
- 「地域とともにある学校づくり」にあたっては、地域全体で子どもたちの学びや育ちを支える体制を整えるため、保護者や地域住民等が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働する取組を進めるとともに、地域と学校をつなぐコーディネート機能の強化を図ります。

25 情報社会で適正に活動するために必要な考え方や態度。

- 「学校の特色化・魅力化」にあたっては、子どもたちが目標に向かって意欲的に学べるよう、学校段階間の円滑な接続を進めます。また、子どもたちが主体的に学び、豊かな人間性や社会性を身につける場となるよう、地域や学校の特性に応じて、高等学校の特色化・魅力化を推進します。
- 「学校施設の整備」にあたっては、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、校舎等の老朽化対策・耐震対策、空調の整備やトイレの改修など快適な学習環境づくり、バリアフリー化、自然環境を考慮した施設整備、豊かな学びを支える施設整備を進めます。
- 「家庭での学びの応援」にあたっては、家庭教育は全ての教育の原点であるとの認識のもと、子どもたちが豊かな情操や人を思いやる心を持ち、基本的な生活習慣等を身につけられるよう、保護者と子どもの学びを応援する取組を進めるとともに、さまざまな主体と連携して、子どもの豊かな育ちを支える取組の充実を図ります。
- 「社会教育の推進と地域の教育力の向上」にあたっては、県民の皆さんが生涯にわたり、それぞれのニーズに応じて学習することができるよう、社会教育関係団体やNPO、地域の方々のネットワークの構築・強化を図るとともに、社会教育施設等において、多様なニーズに対応した学習機会を提供します。
- 「文化財の保存・活用・継承」にあたっては、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されるよう、文化財の調査と指定、修理・整備、保存・活用に取り組むとともに、子どもたちをはじめ多くの方々が文化財について学び、親しみ、その価値について理解を深める機会を確保します。